

# 令和3年8月11日からの大雨により被災された農林水産業に携わる皆様へ

大雨により被害を受けられた皆様に心からお見舞いを申し上げます。  
皆様がこれからも農林漁業に取り組んで頂けるよう、国、県、市町及び関係団体が一丸となって、復旧支援に取り組んでまいります。  
支援策については、被災状況等に応じて今後拡充していきます。  
なお、主な被災内容に応じた県や関係機関の問い合わせ窓口は次のとおりです。

## 農業に携わる皆様へ

- 農地やため池に土砂や流木が堆積した  
農地のあぜ、農道や水路などが壊れた  
■一定規模以上の被災がある場合には、災害復旧事業による復旧工事を行うことができます。  
【問合せ】各市町、県農林水産事務所農村整備（第一）課
- ため池に異常がある  
■ため池の埋没、法面の崩落、漏水量の増加などを見つけたら、すぐに避難して、市町へ連絡してください。  
【問合せ】各市町、県農林水産事務所農村整備（第一）課
- 農業用ハウスや機械が壊れた  
農作物が被災した  
家畜が被災した  
■農業共済に加入している農業用ハウスや収入保険等に加入している農作物や家畜等については、加入内容により損害が補償されます。  
【事業名】農業共済・収入保険  
【問合せ】広島県農業共済組合
- 果樹園で倒木や枝折れが生じた  
■被害果樹の改植等が必要な場合の問い合わせ先  
【問合せ】JA、JA広島果実連
- 畜舎が壊れた  
家畜が死亡した  
■畜舎等の整備、家畜導入が必要な場合の問い合わせ先  
【問合せ】県庁畜産課
- 鳥獣被害防止柵が壊れた  
■鳥獣被害防止施設の再整備に交付金の活用も検討できます  
【事業名】鳥獣被害防止総合対策交付金  
【問合せ】各市町、県庁農業技術課
- 共同利用施設が被災した  
■共同利用施設が被災した場合の問い合わせ先  
【問合せ】県庁団体検査課
- 融資が必要になった  
■農業経営の再建及び維持安定を支援するため、営農のための運転資金、農機具・施設等の再取得等に対し、低利な融資制度を提供します。  
【事業名】農業制度資金  
【問合せ】JA、日本政策金融公庫広島支店、県庁就農支援課

## 林業に携わる皆様へ

- 土石流が発生した  
山腹が崩壊した  
■このような異変を見つけたら、発生現場には近づかず、すぐに避難して市町へ連絡してください。  
【問合せ】各市町、県農林水産事務所林務（第一・二）課
- 林道が崩壊した  
作業道が崩壊した  
■このような異変を見つけたら、発生現場には近づかず、すぐに避難して市町へ連絡してください。  
【問合せ】各市町、森林組合、県農林水産事務所林務（第二・第三）課
- 植栽した木が被災した  
■森林保険に加入している人工林の被害については、森林保険で損害を補償します。  
【事業名】森林保険  
【問合せ】広島県森林組合連合会、森林組合  
■再造林等が必要な場合の問い合わせ先  
【問合せ】森林組合、県農林水産事務所林務（第二・第三）課
- 木材加工流通施設や林産物処理加工施設等が被災した  
■施設が被災した場合の問い合わせ先  
【問合せ】各市町、県庁林業課
- 融資が必要になった  
■災害により被害を受けた経営の再建に必要な資金を融資します。  
【問合せ】日本政策金融公庫広島支店

## 漁業に携わる皆様へ

- 養殖施設が壊れた  
かき等の養殖物が死亡した  
■漁業共済への加入内容により、養殖水産物の損害及び養殖施設の損害が補償されます。  
【事業名】漁業共済  
【問合せ】県漁業共済組合
- 漁船が被災した  
■漁船保険への加入の内容により、漁船の船体、機関や設備などに生じた損害に応じて、保険金が支払われます。  
【事業名】漁船保険  
【問合せ】漁船保険組合
- 共同利用施設が被災した  
■共同利用施設が被災した場合の問い合わせ先  
【問合せ】県庁水産課、(漁協は団体検査課)
- 融資が必要になった  
■漁船や養殖施設等の復旧や、経営の再建に必要な資金を融資します。  
【事業名】漁業制度資金  
【問合せ】県信漁連、県庁水産課

## 【広島県農林水産関係事務所等の連絡先】

- |                             |                            |  |  |   |   |  |  |
|-----------------------------|----------------------------|--|--|---|---|--|--|
| ■農林水産局（本庁）                  |                            | ■農林水産事務所（農林事業所）  |  | ■農業技術指導所  |   | ■畜産事務所   |  |
| ○ 農林水産総務課<br>(082)513-3511  | ○ 畜産課<br>(082)513-3598     | ○ 西部農林水産事務所<br>(082)228-2111<br>(広島市、大竹市、廿日市市、安芸高田市、安芸郡、山県郡) | ○ 東部農林水産事務所<br>(084)921-1311<br>(福山市、府中市、神石郡)            | ○ 西部農業技術指導所<br>(082)420-9661<br>(広島市、呉市、竹原市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、安芸郡、山県郡、豊田郡) | ○ 西部畜産事務所<br>(082)423-2441<br>(広島市、呉市、竹原市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、安芸郡、山県郡、豊田郡) | ○ 東部農林水産事務所<br>(0823)22-5400<br>(呉市、江田島市)                  | ○ 東部畜産事務所<br>(084)921-1311<br>(三原市、尾道市、福山市、府中市、世羅郡、神石郡)                          |
| ○ 団体検査課<br>(082)513-3526    | ○ 水産課<br>(082)513-3610     | ○ 西部農林水産事務所<br>呉農林事業所<br>(0823)22-5400                       | ○ 東部農林水産事務所<br>尾道農林事業所<br>(0848)25-2011<br>(三原市、尾道市、世羅郡) | ○ 東部農業技術指導所<br>(084)921-1311<br>(三原市、尾道市、福山市、府中市、世羅郡、神石郡)                         | ○ 東部畜産事務所<br>(084)921-1311<br>(三原市、尾道市、福山市、府中市、世羅郡、神石郡)                         | ○ 西部農林水産事務所<br>東広島農林事業所<br>(082)422-6911<br>(竹原市、東広島市、豊田郡) | ○ 北部農林水産事務所<br>(0824)72-2015<br>(三次市、庄原市)<br>※庄原市、三次市における漁業関係については県庁水産課へご連絡ください。 |
| ○ 販売・連携推進課<br>(082)513-3588 | ○ 林業課<br>(082)513-3683     |  |  | ○ 北部農業技術指導所<br>(0824)63-5181<br>(三次市、庄原市)   | ○ 北部畜産事務所<br>(0824)72-2015<br>(三次市、庄原市)   |  |  |
| ○ 就農支援課<br>(082)513-3554    | ○ 森林保全課<br>(082)513-3694   |  |  |   |   |  |  |
| ○ 農業経営発展課<br>(082)513-3594  | ○ 農林整備管理課<br>(082)513-3635 |  |  |   |   |  |  |
| ○ 農業技術課<br>(082)513-3559    | ○ 農業基盤課<br>(082)513-3643   |  |  |   |   |  |  |